

市区町村別集計項目(推進体制等)

石川県	
市区町村数	19

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2023年4月1日現在で有効なもの)						
			担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有			問4-1 無		
								問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況	
					7	19	19				19						
17	201	金沢市	ダイバーシティ人権政策課	1	2	1	1	金沢市男女共同参画推進条例	2001年12月19日	2002年4月1日		金沢市男女共同参画推進行動計画～かなざわ未来 奏でプラン2023～	2023年4月	～	2032年3月	1	1
17	202	七尾市	人権・男女共同参画室	1	2	1	1	七尾市男女共同参画推進条例	2004年10月1日	2004年10月1日		第4次七尾市男女共同参画推進プラン	2021年4月	～	2031年3月	1	1
17	203	小松市	地域振興課	1	2	1	1	小松市男女共同参画基本条例	2000年9月25日	2000年10月1日		小松市共同参画推進プラン	2022年4月1日	～	2027年3月31日	1	1
17	204	輪島市	生涯学習課	2	2	0	1	輪島市男女共同参画推進条例	2006年12月28日	2006年12月28日		輪島市男女共同参画行動計画	2022年4月1日	～	2027年3月31日	1	1
17	205	珠洲市	市民相談室	1	2	0	1	珠洲市男女共同参画推進条例	2010年3月19日	2010年4月1日		第5次すず男女共同参画プラン	2022年6月	～	2027年3月	1	1
17	206	加賀市	行政まちづくり課	1	2	1	1	加賀市男女共同参画推進条例	2005年10月1日	2005年10月1日		第4次加賀市男女共同参画プラン	2022年4月	～	2032年3月	1	1
17	207	羽咋市	生涯学習課	2	2	0	1	羽咋市男女が共に輝く21世紀のまちづくり条例	2001年3月27日	2001年4月1日		第5次羽咋市男女が共に輝くまちづくりプラン	2022年4月1日	～	2026年3月31日	1	1
17	209	かほく市	生涯学習課	2	2	0	1	かほく市男女共同参画推進条例	2006年12月18日	2007年4月1日		(第2次かほく市男女共同参画行動計画)	2017年7月	～	2027年3月	1	0
17	210	白山市	白山市男女共同・人権推進室	1	1	1	1	白山市男女共同参画推進条例	2008年3月19日	2008年4月1日		第2次白山市男女共同参画行動計画改定版	2022年4月	～	2027年3月	1	1
17	211	能美市	企画振興部 企画地域振興課	1	2	0	1	能美市男女共同参画推進条例	2011年3月17日	2011年4月1日		第2次能美市男女共同参画プラン	2020年4月	～	2029年3月	1	1
17	212	野々市市	市民協働課	1	2	1	1	野々市市男女共同参画推進条例	2004年3月22日	2004年4月1日		野々市市第3次男女共同参画プラン(第3次男女共同参画行動計画)	2022年4月	～	2032年3月	1	1
17	324	川北町	川北町教育委員会 社会教育課	2	2	0	1	川北町男女共同参画推進条例	2010年12月13日	2011年1月1日		川北町男女共同参画推進行動計画	2019年4月	～	2024年3月	0	1
17	361	津幡町	総務課	1	2	0	1	津幡町男女共同参画推進条例	2010年9月13日	2010年9月13日		津幡町男女共同参画推進プラン(第3次)	2023年4月1日	～	2033年3月31日	1	1
17	365	内灘町	男女共同参画室	2	1	1	1	内灘町男女共同参画まちづくり条例	2007年12月26日	2008年4月1日		内灘町男女共同参画推進行動計画改定版	2018年4月	～	2028年3月	0	1
17	384	志賀町	生涯学習課	2	2	0	1	志賀町男女共同参画推進条例	2005年9月1日	2005年9月1日		第3次志賀町男女共同参画行動計画	2023年4月	～	2033年3月	1	1
17	386	宝達志水町	生涯学習課	2	2	0	1	宝達志水町男女共同参画推進条例	2010年11月30日	2010年11月30日		第4次宝達志水町男女共同参画行動計画	2021年4月	～	2027年3月	1	1
17	407	中能登町	企画課	1	2	0	1	中能登町男女共同参画推進条例	2009年3月4日	2009年4月1日		第3期 中能登町男女共同参画行動計画	2021年3月	～	2031年3月	1	1
17	461	穴水町	教育委員会事務局	2	2	0	1	穴水町男女共同参画推進条例	2009年3月19日	2009年4月1日		(第2次穴水町男女共同参画推進計画)	2022年4月1日	～	2027年3月31日	0	0
17	463	能登町	教育委員会事務局	2	2	0	1	能登町男女共同参画推進条例	2011年3月18日	2011年4月1日		第3次能登町男女共同参画行動計画	2021年3月	～	2026年3月	1	1

<選択肢回答>

- 所属
1 首長部局
2 教育委員会

- 事務所掌
1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
2 1ではない

- 庁内連絡会議
1 有
0 無

- 諮問機関
1 有
0 無

- 男女共同参画に関する条例
現在の状況
1 2024年3月末までの制定を目的に検討中
2 2023年度以降の制定を目的に検討中
3 その他
0 検討していない

- 男女共同参画に関する計画
女性活躍推進法の推進計画との関係
1 一体
0 一体でない
計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)
1 単独計画として策定
0 総合計画の一部として策定

- 現在の状況
1 策定予定有
0 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)																
			問6-1		問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理		事業運営					
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他		
			2									0	2	1	0	1	2	0	0
17	201	金沢市	金沢市女性センター		920-0861	金沢市三社町1番44号	076-223-1265	076-223-6299	https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/kanazawashijoseicenter/gyomuannai/1/1/7165.html		○				○	○			
17	202	七尾市																	
17	203	小松市																	
17	204	輪島市	輪島市女性センター		928-0076	輪島市鳳至町石浦町83番地1	0768-22-7620	0768-22-7640		○	○					○			
17	205	珠洲市																	
17	206	加賀市																	
17	207	羽咋市																	
17	209	かほく市																	
17	210	白山市																	
17	211	能美市																	
17	212	野々市市																	
17	324	川北町																	
17	361	津幡町																	
17	365	内灘町																	
17	384	志賀町																	
17	386	宝達志水町																	
17	407	中能登町																	
17	461	穴水町																	
17	463	能登町																	

都道府県	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2023年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業									
					用常勤(雇用(任用)期間の定めがない職員)	用非常勤(雇用(任用)期間の定めがある職員)		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
			2					2	2	0	1	0	1	0	0	0	
17	201	金沢市	金沢市女性センター	1948年10月1日	0	5	9,254	○	○		○		○				
17	202	七尾市			0	0	0										
17	203	小松市			0	0	0										
17	204	輪島市	輪島市女性センター	1986年6月16日	0	0	0	○	○								
17	205	珠洲市			0	0	0										
17	206	加賀市			0	0	0										
17	207	羽咋市			0	0	0										
17	209	かほく市			0	0	0										
17	210	白山市			0	0	0										
17	211	能美市			0	0	0										
17	212	野々市市			0	0	0										
17	324	川北町			0	0	0										
17	361	津幡町			0	0	0										
17	365	内灘町			0	0	0										
17	384	志賀町			0	0	0										
17	386	宝達志水町			0	0	0										
17	407	中能登町			0	0	0										
17	461	穴水町			0	0	0										
17	463	能登町			0	0	0										

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2023年7月1日現在)														
			問7-2			市区長数	うち		副市区長数	うち		町村長数	うち		副町村長数	うち		自治会長数	うち	
			宣言年月日	宣言名称			宣言の形態	女性市区長数		女性比率(%)	女性副市区長数		女性比率(%)	女性町村長数		女性比率(%)	女性副町村長数		女性比率(%)	女性自治会長数
				5		11	0	0.0	13	0	0.0	8	0	0.0	6	0	0.0	4,030	148	3.7
17	201	金沢市	2013年12月16日	金沢市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							1345	75	5.6
17	202	七尾市	2005年11月26日	七尾市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							251	1	0.4
17	203	小松市	1998年6月9日	男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							245	2	0.8
17	204	輪島市				1	0	0.0	1	0	0.0							454	34	7.5
17	205	珠洲市				1	0	0.0	1	0	0.0							160	2	1.3
17	206	加賀市	2003年12月15日	加賀市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							282	6	2.1
17	207	羽咋市				1	0	0.0	1	0	0.0							66	0	0.0
17	209	かほく市				1	0	0.0	1	0	0.0							55	0	0.0
17	210	白山市	2012年12月20日	白山市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							389	9	2.3
17	211	能美市				1	0	0.0	1	0	0.0							74	3	4.1
17	212	野々市市				1	0	0.0	1	0	0.0							54	2	3.7
17	324	川北町										1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0
17	361	津幡町										1	0	0.0	1	0	0.0	86	2	2.3
17	365	内灘町										1	0	0.0	1	0	0.0	17	0	0.0
17	384	志賀町										1	0	0.0	1	0	0.0	137	2	1.5
17	386	宝達志水町										1	0	0.0	0	0		52	0	0.0
17	407	中能登町										1	0	0.0	0	0		44	1	2.3
17	461	穴水町										1	0	0.0	1	0	0.0	105	4	3.8
17	463	能登町										1	0	0.0	1	0	0.0	193	5	2.6

<選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

調査時点コード	1	2023年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	問9-1						調査時点コード															
		問8-1		問8-2							(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他										
		目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数				女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数							女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)						
	小計			779	683	8,804	2,722	30.9	486	440	6,268	1,816	29.0	111	62	604	98	16.2	390	46	11.8	461	52	11.3								
17	201	金沢市	40%以上 60%以下	2024年3月	96	92	1,151	364	31.6	61	59	793	241	30.4	6	3	48	7	14.6	49	6	12.2	50	6	12.0	1				1		
17	202	七尾市	40.0	2030年4月	67	62	902	332	36.8	32	30	470	151	32.1	6	4	39	6	15.4	44	6	13.6	45	6	13.3	1				1		
17	203	小松市	50.0	2027年3月	62	57	912	386	42.3	18	15	272	84	30.9	6	5	31	8	25.8	25	6	24.0	26	6	23.1	1				1		
17	204	輪島市	女性委員不在の審議会をなくす	2023年3月	24	22	254	74	29.1	24	22	254	74	29.1	6	3	32	4	12.5	26	0	0.0	27	0	0.0	1				1		
17	205	珠洲市								22	20	298	58	19.5	5	3	35	3	8.6	38	1	2.6	39	1	2.6	1				1		
17	206	加賀市	40.0	2032年3月	43	38	468	130	27.8	43	38	468	130	27.8	6	3	32	7	21.9	20	3	15.0	21	3	14.3	1				1		
17	207	羽咋市	40.0	2027年3月	39	34	543	134	24.7	10	10	242	48	19.8	5	2	26	3	11.5	0	0	0.0	21	1	4.8	1				1		
17	209	かほく市	30.0	2027年3月	36	28	318	77	24.2	30	24	290	71	24.5	6	4	28	6	21.4	19	2	10.5	20	2	10.0	1			2	2023年6月1日	2	2023年6月1日
17	210	白山市	40.0	2027年3月	133	116	1,179	372	31.6	39	35	686	208	30.3	6	5	35	11	31.4	25	3	12.0	26	3	11.5	1				1		
17	211	能美市	50.0	2030年3月	24	24	412	165	40.0	24	23	412	163	39.6	6	4	29	7	24.1	17	2	11.8	18	2	11.1	1				1		
17	212	野々市市	40.0	2032年3月	34	30	327	102	31.2	28	26	301	97	32.2	6	4	26	5	19.2	20	7	35.0	21	7	33.3	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	
17	324	川北町								10	8	91	35	38.5	6	0	32	0	0.0	0	0	0.0	18	1	5.6	1				1		
17	361	津幡町	40.0	2033年3月	28	24	385	85	22.1	22	20	357	77	21.6	6	4	28	6	21.4	20	2	10.0	21	2	9.5	1				1		
17	365	内灘町	40.0	2025年3月	51	45	504	153	30.4	25	22	267	76	28.5	6	5	28	7	25.0	20	1	5.0	21	1	4.8	1				1		
17	384	志賀町	40.0	2033年3月	19	17	219	49	22.4	12	11	157	37	23.6	5	1	26	1	3.8	20	1	5.0	21	1	4.8	1				1		
17	386	宝達志水町	37.0	2027年3月	21	19	234	70	29.9	21	19	234	70	29.9	5	2	25	3	12.0	23	3	13.0	24	3	12.5	1				1		
17	407	中能登町	40.0	2026年3月	20	17	194	64	33.0	20	17	194	64	33.0	5	2	41	3	7.3	0	0	0.0	16	4	25.0	1				1		
17	461	穴水町	30.0	2027年3月	56	36	520	99	19.0	24	22	198	54	27.3	6	2	29	3	10.3	12	2	16.7	13	2	15.4	1				1		
17	463	能登町	30.0	2026年3月	26	22	282	66	23.4	20	18	254	61	24.0	6	4	28	5	17.9	12	1	8.3	13	1	7.7	1				1		

調査表4-4
市区町村別集計項目(女性公務員の登用)

石川県

調査時点コード	1	2023年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	問11-1 管理職の在職状況														問11-2 職務上の地位別職員在職状況														問11-2		問11-5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況					問11-5																							
			うち一般行政職							うち一般行政職							うち一般行政職							うち一般行政職							調査		調査 時点 コー ド	その他																											
			管理 職 総 数	うち 管理 職 数	女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 管理 職 数	女性 比率 (%)	部 局 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	部 局 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	次 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	次 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	課 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	課 長 補 佐 相 当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	課 長 補 佐 相 当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)			係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	調査 時 点 コ ー ド	調査 時 点 コ ー ド																						
																																	調査 時 点 コ ー ド	その他						防 災 部 局 職 員 数	うち 女性 数	女性 比率 (%)	防 災 部 局 職 員 数	うち 女性 数	女性 比率 (%)																
17	201	金沢市	283	44	15.5	186	20	10.8	27	3	11.1	18	1	5.6	48	5	10.4	27	1	3.7	208	36	17.3	141	18	12.8	382	90	23.6	214	42	19.6	861	309	35.9	433	146	33.7	1				106	12	11.3	26	0	0.0													
17	202	七尾市	117	30	25.6	44	1	2.3	39	2	5.1	8	0	0.0	13	6	46.2	2	0	0.0	65	22	33.8	34	1	2.9	241	84	34.9	121	37	30.6	190	113	59.5	68	31	45.6	1																						
17	203	小松市	253	71	28.1	133	27	20.3	43	8	18.6	16	3	18.8	7	2	28.6	6	1	16.7	203	61	30.0	111	23	20.7	0	0	0.0	0	0	0.0	225	124	55.1	131	69	52.7	1																						
17	204	輪島市	84	24	28.6	52	6	11.5	14	3	21.4	12	2	16.7	5	2	40.0	2	0	0.0	65	19	29.2	38	4	10.5	97	41	42.3	62	13	21.0	152	80	52.6	94	44	46.8	1																						
17	205	珠洲市	25	6	24.0	24	6	25.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	25	6	24.0	24	6	25.0	30	11	36.7	25	7	28.0	40	14	35.0	35	12	34.3	1																						
17	206	加賀市	173	60	34.7	113	33	29.2	34	5	14.7	11	0	0.0	10	1	10.0	9	0	0.0	129	54	41.9	93	33	35.5	95	31	32.6	95	31	32.6	116	62	53.4	75	31	41.3	1																						
17	207	羽咋市	27	7	25.9	25	7	28.0	4	2	50.0	4	2	50.0	0	0	0.0	0	0	0.0	23	5	21.7	21	5	23.8	36	15	41.7	27	9	33.3	61	29	47.5	44	17	38.6	1																						
17	209	かほく市	33	3	9.1	26	2	7.7	7	0	0.0	6	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	26	3	11.5	20	2	10.0	28	15	53.6	21	10	47.6	36	12	33.3	24	9	37.5	1																						
17	210	白山市	85	28	30.6	77	23	29.9	10	2	20.0	8	2	25.0	11	4	36.4	11	4	36.4	64	20	31.3	58	17	29.3	173	70	40.5	147	51	34.7	146	93	63.7	116	70	60.3	1																						
17	211	能美市	51	14	27.5	42	14	33.3	13	5	38.5	12	5	41.7	8	1	12.5	8	1	12.5	30	8	26.7	22	8	36.4	64	38	59.4	42	21	50.0	95	59	62.1	61	39	63.9	1																						
17	212	野々市市	41	14	34.1	32	9	28.1	8	3	37.5	8	3	37.5	0	0	0.0	0	0	0.0	33	11	33.3	24	6	25.0	41	26	63.4	31	18	58.1	50	22	44.0	32	9	28.1	1																						
17	324	川北町	11	2	18.2	11	2	18.2	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	11	2	18.2	11	2	18.2	16	8	50.0	16	8	50.0	4	0	0.0	4	0	0.0	1																						
17	361	津幡町	46	7	15.2	32	5	15.6	9	0	0.0	7	0	0.0	1	0	0.0	0	0	0.0	36	7	19.4	25	5	20.0	45	23	51.1	28	10	35.7	52	19	36.5	38	17	44.7	1																						
17	365	内灘町	30	6	20.0	23	4	17.4	10	0	0.0	7	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	20	6	30.0	16	4	25.0	31	15	48.4	15	5	33.3	47	21	44.7	19	10	52.6	1																						
17	384	志賀町	45	4	8.9	37	1	2.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	45	4	8.9	37	1	2.7	63	26	41.3	44	12	27.3	47	31	66.0	13	3	23.1	1																						
17	386	宝達志水町	17	2	11.8	15	1	6.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	17	2	11.8	15	1	6.7	21	11	52.4	17	8	47.1	26	13	50.0	24	11	45.8	1																						
17	407	中能登町	24	9	37.5	19	4	21.1	1	0	0.0	1	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	23	9	39.1	18	4	22.2	36	16	44.4	29	9	31.0	95	59	62.1	61	28	45.9	1																						
17	461	穴水町	18	8	44.4	13	4	30.8	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	18	8	44.4	13	4	30.8	23	16	69.6	18	11	61.1	43	24	55.8	28	14	50.0	1																						
17	463	能登町	16	1	6.3	14	1	7.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	16	1	6.3	14	1	7.1	84	30	35.7	67	19	28.4	58	27	46.6	37	14	37.8	1																						

調査時点	議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)
------	------------------------------

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																					
				議会名	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5		問12-6	問12-7													
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-3で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問12-1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-1で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認められている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他								
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	問12-3で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問12-1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-1で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例													
			7	1の合計	19	0	18		3					19	19	19	19	19	14						
			5	2の合計	0	15	1		15					0	0	0	0	0	0						
			4	3の合計	0	2			1					0	0	0	0	0	0						
			3	4の合計	0	2								0	0	0	0	0	5						
17	201	金沢市	1	金沢市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、任命権者の承認を受けて、次の各号に掲げる文書等を除いて、旧姓を使用することができる。 一 職員の身分関係に関する文書等で、法令等に基づく事務処理等に与える影響が大きいもの 二 公権力の行使に関わる文書 三 前2号に掲げるもののほか、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を生じさせるおそれのある文書	金沢市議会	1	3	1		第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1						
17	202	七尾市	2		七尾市議会	1	2	1		(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	3	報酬減額の「適用除外」													
17	203	小松市	1	小松市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓の使用) 第2条 職員は、専ら職員の間で使用している文書等で、法令又は条例等の規定に反するおそれなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。 2 前項の旧姓を使用することができる文書等は、別表に掲げるものとする。	小松市議会	1	2	1		小松市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1					
17	204	輪島市	3		輪島市議会	1	2	1		輪島市議会会議規則 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1						
17	205	珠洲市	2		珠洲市議会	1	2	1		珠洲市議会会議規則 第91条2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1						
17	206	加賀市	2		加賀市議会	1	2	1		加賀市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1						
17	207	羽咋市	1	羽咋市職員の旧姓使用に関する要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、羽咋市職員(臨時及び非常勤の職員を除く。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き従前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	石川県羽咋市議会	1	2	1		羽咋市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1						

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							問12-7															
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認められている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認められていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他										
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例																
17	209	かほく市	2		かほく市議会	1	2	1	かほく市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1						
17	210	白山市	2		白山市議会	1	3	1	白山市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間前(多胎妊娠の場合にあっては、14週間前。以下この項において同じ。)の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。ただし、妊娠中の議員の出席が母体又は胎児の健康保持に悪影響を及ぼすおそれがある場合は、欠席する日が出産予定日の8週間前の日以降でない場合であっても、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (欠席の届出) 第9条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間前(多胎妊娠の場合にあっては、14週間前。以下この項において同じ。)の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。ただし、妊娠中の委員の出席が母体又は胎児の健康保持に悪影響を及ぼすおそれがある場合は、欠席する日が出産予定日の8週間前の日以降でない場合であっても、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	1						1	1	1	1	1	1	1				
17	211	能美市	1	能美市職員の旧姓使用に関する要綱 第1条 この要綱は、能美市一般職の職員(臨時任用職員を除く。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下、「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。		能美市議会	1	2	1	能美市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1					
17	212	野々市市	3		野々市市議会	1	2	1	野々市市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1						
17	324	川北町	4		川北町議会	1	2	1	川北町議会会議規則 第二条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあっては、十四週間)前日から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1					1	1	1	1	1	1	4					
17	361	津幡町	4		津幡町議会	1	2	1	津幡町議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1						

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							問12-7								
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)									
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
17	365	内灘町	3		内灘町議会	1	2	1	内灘町議会会議規則 (欠席の届出)第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあっては、十四週間)前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	4	
17	384	志賀町	1	志賀町職員の旧姓使用に関する要綱 (趣旨) 第1条 この訓令は、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))によって戸籍上の氏を改めた職員が、改姓前の氏(以下「旧姓」という。))を職場において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この訓令は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に定める一般職に属する職員(以下「職員」という。))に適用する。ただし、臨時的に任用される職員については、この限りでない。 (旧姓の使用) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、おおむね別表第1に掲げる基準に該当するものとする。 2 別表第2に掲げる基準に該当する文書等には、旧姓を使用することができない。 (旧姓使用の申請) 第4条 職員は文書等に旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用申請書(様式第1号)を所長を経て任命権者に提出し、その承認を受けなければならない。 (承認の通知) 第5条 任命権者は、前条の規定による申請を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、その旨を所長を経て当該職員に通知しなければならない。	志賀町議会	1	2	1	志賀町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに、議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		志賀町議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例 (議員報酬) 第2条 議長、副議長及び議員に支給する議員報酬の月額は、別表に定めるところによる。 第3条 議長、副議長及び議員がその職に就いたときはその日から、その職を離れたときはその日までの分に対して、それぞれのその月の議員報酬を日割計算によって支給する。 第4条 前条の規定により議員報酬を支給する場合において、日割計算を必要とするときは、その月の現日数を基礎としてこれを行う。(期末手当) 第6条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。))にそれぞれ在職する議員に対して、6月30日及び12月10日(これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれの日前において、その日に最も近い日曜日又は土曜日でない日)に支給する。 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において議員の受けるべき議員報酬の月額とその額に100分の15を乗じて得た額の合算額に、100分の162.5を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間(議員が任期満了により退職し、当該任期満了による選挙において当選人となり議員となった場合の当該議員の任期満了前の在職期間を含む。))の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30	1	1	1	1	1	4	
17	386	宝達志水町	1	宝達志水町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この訓令は、宝達志水町職員(会計年度任用職員を除く。以下「職員」という。))が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。))を文書等に使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	宝達志水町議会	1	4	1	宝達志水町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
17	407	中能登町	1	中能登町職員の旧姓使用に関する要綱 (趣旨)第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。))を文書等に使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	中能登町議会	1	2	1	中能登町議会会則規則 第2条(略) 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	4	
17	461	穴水町	4		穴水町議会	1	4	2	能登町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない理由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	1
17	463	能登町	3		能登町議会	1	2	1	能登町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない理由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	4	

調査時点	議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)
------	------------------------------

市区町村		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
市区町村	議員名	問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。		
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 関係するハラスメント防止規定がある倫理防規正 2. 議員向け研修を実施している 3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)				
		0	1	5			1	1	2	1		2				
		0	0	1	3	0	2	2	1	3		16				
		0	0	13			16	1	15	3		0				
		19	18							12						
17	201 金沢市	4	4	3			3		3	2		1	金沢市地域防災計画 自主防災組織との連絡、防災関係機関との連絡調整			
17	202 七尾市	4	4	1	1		3		3	4		2				
17	203 小松市	4	4	3			3		3	3		2				
17	204 輪島市	4	4	2			2	2	2	4		2				
17	205 珠洲市	4	4	1	1		1	1	2	4		2				
17	206 加賀市	4	4	3			3		3	4		2				
17	207 羽咋市	4	4	3			3		3	4		2				
17	209 かほく市	4	4	3			3		3	4		2				
17	210 白山市	4	4	1	1		2	3	1	4		2	男女問わず若い世代に議会への関心をもってもらうため、R3年度に「白山市の未来へつなぐシンポジウム」を開催したほか、R4年度には若手議員を中心とした「みんなでキカイを考えるキカイ」実行委員会が若い世代の方々との意見交換会を実施。今年度からは広報広聴常任委員会に「広聴部会」を設け、各種団体や市民との意見交換会を積極的に実施することとしている。			

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割		
			問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。	
			1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1 関 定 す ハ 等 規 ス が 定 メ ン ル 倫 理 防 規 止	す 2 ハ ラ ス メ ン ト 防 止 に 関 す る 議 員 向 け の 研 修 を 設 置 し て い ら な い か	3 そ の 他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
17	211	能美市	4	4	3					3		3	4		1	避難所開設・運営マニュアル 5. 女性視点での避難所運営 阪神淡路大震災、中越地震及び東日本大震災など大規模かつ長期的な災害では、女性の生活環境の確保・保全が重要な問題として指摘された。 日常の着替え、乳幼児の泣き声、授乳、トイレなど様々な課題がある。 このような問題や改善には女性視点での運営が不可欠である。 被災者管理室内に女性で構成する女性対策チームを設置し、様々な意見の聴取を行うとともに、以下のような対策を実施する。 <専用更衣室の確保> 施設で居室に余裕がある場合は、女性専用の更衣室を確保する。余裕がない場合でも、着替えができる更衣ブースを設ける。 <乳幼児対策> 施設で居室に余裕がある場合は、乳幼児家族のために個室を準備する。 余裕がない場合でも、授乳室(オムツルーム)を設けることを原則とする。 <女性トイレ区画の指定> 施設内では明確に男女が区別されているが、仮設トイレについては、その利用形態が混合する。施設管理班と協力して、女性専用トイレ区画を確保し、男女区別することで利便性の向上を図る。 <女性相談窓口の設置> 女性対策チームによる相談窓口を設置し、女性の生活環境向上対策を実施する。
17	212	野々市市	4	4	3					3		3	2			2
17	324	川北町	4	4	3					3		3	4			2
17	361	津幡町	4	4	3					3		3	4			2
17	365	内灘町	4	4	1			3	ハラスメントに特化したものではないが、倫理規定はある。	3		3	4			2
17	384	志賀町	4	4	3					3		3	1		2	志賀町議会議員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、志賀町議会議員(以下「議員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を議員活動に使用することに関する必要な事項を定めるものとする。 (承認) 第2条 議員は、議長の承認を受けて、別表に掲げる事項を除き、旧姓を使用することができる。 (旧姓使用の申請) 第3条 議員は、前条の旧姓の使用の承認を受けようとするときは、旧姓使用申請書(様式第1号)を議長に提出しなければならない。
17	386	宝達志水町	4	4	3					3		3	3			2
17	407	中能登町	4	4	3					3		1	4		2	女性団体への議会傍聴の積極的な働きかけ
17	461	穴水町	4	4	1			3	遵守徹底の通知	3		3	2			
17	463	能登町	4	1	3					3		3	3			2